

NEW

消費者にふさわしくない契約や判断力の不足につけ込む勧誘から消費者を守ります。

② 適合性原則違反・判断力不足便乗行為

■消費者の状況に配慮しない契約や判断力の不足につけ込んだ勧誘は禁止です。

知識や経験、収入、健康状態など消費者の状況に照らしてふさわしくない内容の契約をさせることや消費者の判断力の不足につけ込んで勧誘することは、不当な取引方法です。

【例】



不当な取引方法

消費者の状況にふさわしくない内容の契約を締結させること。

ウソや紛らわしい表現による勧誘から消費者を守ります。

③ 消費者を誤認させる行為

■「だまし」のテクニックはいろいろ。

商品の内容や取引条件などについて、重要なことを告げなかったり、紛らわしい表現や事実と異なることを言って消費者を誤認させたり、確実でないことをあたかも確実であるかのように告げたりして、消費者を勧誘することは不当な取引方法です。

【例】



不当な取引方法

公的な団体と思わせるような紛らわしい団体名を騙ったり、購入義務があると誤認させることを告げて勧誘すること。